

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にAの駅及び案内所での業務等を受託する会社Bに採用され、C駅、D駅での勤務を経て、平成〇年〇月〇日からE駅において駅係員とし業務に従事していた。請求人によれば、食欲不振、不眠、抑うつ気分が持続していたため、同年〇月〇日F病院に受診したところ、「適応障害」と診断された。

請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間の業務による出来事が原因で精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

作成の意見書によると、請求人は平成〇年〇月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F41 他の不安障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日付けG医師作成の診断書に基づき、発病は平成〇年〇月頃と主張するが、当審査会としても、症状の経過及び医証に照らして、発病日及び疾病名に係る専門部会の意見は妥当であり、請求人の主張は採用することはできない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えてるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件疾病発病前おおむね6か月の間に発生した出来事について検討すると以下のとおりである。

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日付け「労働者災害補償保険申請」と題する文書（以下「労災申請と題する文書」という。）で、平成〇年〇月に発生した女子学生の不正乗車と、それに関して謝罪を強要されたことが心理的負荷になったと主張するので、以下、検討する。

H部長及びI課長との面談記録によると、女子学生が学生証を携帯していなかったことにより請求人が「違反だ」として定期券を取り上げたことに対

し、女子学生の保護者から苦情があり、そのことについてエリア長より注意を受けたものである。この出来事については、認定基準別表1の「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当し、その心理的な負荷の強度は「Ⅱ」とされている。

この点、H部長及びI課長との面談記録によると、請求人は上司から当該対応について注意を受けたのみであり、請求人が当該女子学生の保護者に直接謝罪することはなかったことから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ また、請求人は、労災申請と題する文書で、平成〇年〇月初旬頃、お客様がシートに記入した用紙を係長に手渡した際に、「こんな読めないものをどうするのか」と言われ、その用紙を返され事後処理を押しつけられたことが心理的負荷となったと主張している。

この出来事は、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。この出来事は、単に上司と業務処理の考え方について相違が生じたものであると評価するのが相当であり、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 以上みたとおり、請求人の主張する発病前おおむね6か月間の出来事は「弱」となる出来事が二つであり、業務による心理的負荷の全体評価も「弱」と判断する。

(4) なお、請求人が主張する「一般旅客からの暴行事件」、「上司の不正乗車」、「1円の遺失物処理」の3つの出来事は、発病後の出来事であることから、認定基準による心理的負荷の評価の対象とすることはできない。ところで、認定基準の第5では、発病後の悪化の取扱いについて、別表1の特別な出来事があり、その後6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について業務上の疾病として取り扱っているとされているので、以下検討する。

ア 平成〇年〇月〇日に、不正乗車した乗客を制止した際に手を振り落とされ、肩口付近に暴行を受けたとする出来事について、J警察署職員との面談記録に係る実地調査復命書には、「請求人が暴行を受けた事実は認められるが、暴行は肩ではなく、胸を一度突いた。ケガはないことから暴行事件として送

致した。」旨記載されている。当審査会としては、請求人が、暴行を受けたことは認められるが、ケガをしたとは認められない程度であったことから「特別な出来事」には該当しないと判断する。

イ 平成〇年〇月〇日に、請求人がKから入場データを強制的に取り消すよう執拗に指示して強要されたとする出来事については、H課長は、要旨、「入退場した駅の駅員がその責任を問われるものでない、本件の使用は業務によるもので不正使用ではない。」と述べていることから、「特別な出来事」には該当しないと判断する。

ウ 次に、平成〇年〇月〇日に遺失金（1円硬貨）を発見し遺失金登録を依頼した際に登録及び保管が適正に実行されなかったとする出来事について、請求人によると、要旨、「請求人作成の報告がL統括部どまりとなっていたことを同年〇月下旬に知ったため精神的に変調を来した。」と述べているが、請求人の望むような処理がなされなかったとしても、請求人が処分されたり責任を問われたことはないことから、「特別な出来事」には該当しないと判断する。

エ 以上、検討したとおり、当審査会としては、請求人が主張する上記ア、イ、ウの出来事については、いずれも「特別な出来事」とは認められない。

(5) 以上を総合すると、請求人の主張する出来事について本件疾病発病前おおむね6か月間の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、発病後の「特別な出来事」も認められないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。